

サンアップル・サンスポーツ用具貸出要綱

1 目的

この要綱は、県民が障がいの有無に関わらず、県内各地で障がい者スポーツを体験できるよう、スポーツ・運動用具の貸出に必要な事項を定めることとする。

2 貸出用具

- ①別表「貸出スポーツ用具一覧」
- ②「サンスポーツポレク集」に基づく自作用具のとおりとする。

※①②以外の障がい者スポーツ体験用具の貸出については応相談。

3 配置場所

北信地域	長野県障がい者福祉センター	「サンアップル」
東信地域	障がい者スポーツ支援センター佐久	「サンスポーツ佐久」
中信地域	障がい者スポーツ支援センター松本	「サンスポーツまつもと」
南信地域	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	「サンスポーツ駒ヶ根」

4 貸出対象者

- (1) 障がいの有無に関わらず、障がい者スポーツの体験・普及目的で使用する者又は団体
- (2) その他施設長が許可した者又は団体

5 貸出及び返却の手続き

- (1) 借受を希望する者は、3の配置場所において「物品借用申請書」に所定事項を記入し、配置場所の長（以下「管理者」という。）に提出するものとする。
- (2) 貸出に際して管理者は、用具の種類・数量・状態を確認し、「物品借用申請書」に押印のうえ借受者に貸し出すものとする。（別添1）
- (3) 返却に際して管理者は、用具の種類・数量・状態を確認し、「物品借用申請書」に押印のうえ受け取るものとする。

6 貸出期間

5日間程度を限度とする。ただし、管理者が特別の事情があると認めた場合にはこの限りでない。

7 借受者の留意事項

借受者は、借受期間中用具を目的以外で使用することなく、善良な管理に努めなければならない。

8 用具の破損及び紛失等

本用具は貸出時の状態で返却するものとする。貸出時の状態で返却されない場合、用具の状態復帰にかかる費用は、借受者が負担するものとする。

9 免責事項

- (1) 本事業は、用具の貸出のみを行うものであり、本用具の使用に関する責任は借用者が負うものとする。
- (2) 物品借用申請書への代表者サインおよび提出をもって、「スポーツ用具貸出要綱」の内容に同意したものとする。

10 この要綱は、平成11年6月1日から適用する。